5　申請書の提出方法　競争参加資格申請は、次の申請書等の関係書類を当基金本部会計課に原則として本社が提出すること。提出は原則として郵送（書留郵便又は配達記録郵便）とする。ただし持参する場合の受付時間は10時から17時（12時30分から13時30分を除く。）とする。
⑴　競争参加資格登録申請書
⑵　経営事項審査結果通知書の写し
⑶　工事経歴書
⑷　営業所一覧表
⑸　建設共同企業体協定書の写し（同企業体として申請する場合）
⑹　納税証明書その３の３（消費税および法人税につき未納の税額がないことを証明したものであること。写しによる代用可）
⑺　返信用封筒（82円切手を貼付し送付先を明記のこと。）
㈱　測量・建設コンサルタント等の分野については全省庁統一資格審査の「役務の提供等の３調査・研究」に登録すること。
6　申請書等の作成に用いる言語
⑴　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
⑵　添付書類のうち、金額欄の数値が外国通貨で記載されている場合については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、その数値を付記すること。
7　競争に参加することができない者
⑴　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結に関し必要な同意を得ている者については、この限りではない。
⑵　次の各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年を経過していない者
ア　契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
イ　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ　落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ　監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
オ　正当な理由がなく契約を履行しなかった者
⑶　契約の履行に当たり⑵に該当する者を代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
8　競争参加者の資格及び等級の決定
⑴　資格等級　資格の等級を付与された申請者が「競争参加者資格審査事務等の取扱いについて」（以下「資格審査取扱」という。）第２の等級表の予定価格の欄に該当する競争に参加するためには、原則として資格審査取扱において同表の当該相当の欄に示す等級に格付けされることを要するものとする。
⑵　等級決定　総合建設工事及び総合建設工事以外の工事について資格を有する者の等級は、資格審査取扱第２及び第７の規定に基づき各等級（総合建設工事にあってはA、B、C、D及びE、その他の工事にあってはA、B及びC）に格付するものとする。
9　申請者への資格審査結果の通知　上記５の提出書類に不備がある場合を除き、申請した者には文書で登録番号及び等級を通知（郵送）する。
10　資格の有効期間　競争参加資格の有効期間は平成28年４月１日から平成31年３月31日までとする。なお、上記３のなお書きにより随時申請した場合は資格決定の日から平成31年３月31日までとする。
別記　申請に関する照会先　〒160―0004 東京都新宿区四谷４－４－１　独立行政法人国際交流基金　本部　経理部会計課（03―5369―6056）
なお、申請要領は当基金上ウェブサイト（http://www.jpf.go.jp/）においても掲載中。

競争参加者の資格に関する公示

平成28・29・30年度において独立行政法人造幣局における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について次のとおり公示する。また、別記１に掲げる申請場所に申請書を提出すれば、その資格は独立行政法人造幣局本局、東京支局及び広島支局において有効である。
平成 28 年 1 月 29 日
独立行政法人造幣局理事　西堤　英行

◎調達機関番号　561　◎所在地番号　27
1　資格の種類及び調達する物品等の種類　競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は次のとおりとする。
⑴　物品の製造　①衣類・その他繊維製品類　②ゴム・皮革・プラスチック製品類　③窯業・土石製品類　④非鉄金属・金属製品類　⑤フォーム印刷　⑥その他印刷類　⑦図書類　⑧電子出版物類　⑨紙・紙加工品類　⑩車両類　⑪その他輸送・搬送機械器具類　⑫燃料類　⑬家具・什器類　⑭一般・産業用機器類　⑮電気・通信用機器類　⑯電子計算機類　⑰精密機器類　⑱医療用機器類　⑲事務用機器類　⑳その他機器類　㉑医薬品・医療用品類　㉒事務用品類　㉓土木・建設・建築材料　㉔造幣事業用原材料類　㉕その他
⑵　物品の販売　①衣類・その他繊維製品類　②ゴム・皮革・プラスチック製品類　③窯業・土石製品類　④非鉄金属・金属製品類　⑤フォーム印刷　⑥その他印刷類　⑦図書類　⑧電子出版物類　⑨紙・紙加工品類　⑩車両類　⑪その他輸送・搬送機械器具類　⑫燃料類　⑬家具・什器類　⑭一般・産業用機器類　⑮電気・通信用機器類　⑯電子計算機類　⑰精密機器類　⑱医療用機器類　⑲事務用機器類　⑳その他機器類　㉑医薬品・医療用品類　㉒事務用品類　㉓土木・建設・建築材料　㉔造幣事業用原材料類　㉕その他
⑶　役務の提供等　①広告・宣伝　②写真・製図　③調査・研究　④情報処理　⑤翻訳・通訳・速記　⑥ソフトウェア開発　⑦会場等の借り上げ　⑧賃貸借　⑨建物管理等各種保守管理　⑩運送　⑪車両整備　⑫電子出版　⑬その他
⑷　物品の買受け　①立木竹　②その他
2　資格審査の受付期間　平成28年２月１日から受け付けを開始し、それ以降は随時受付とする。なお、参加を希望する調達案件の入札がある場合であって資格を取得しようとするときは、別記１の申請場所へ電話連絡したうえで申請すること。
3　競争参加資格の申請
⑴　申請書の入手方法　競争参加資格を得ようとする者は、造幣局インターネットホームページ（http://www.mint.go.jp/）にアクセスし「平成28・29・30年度一般競争参加資格審査申請書（物品製造等）」（以下「申請書」という。）を出力する。また、別記１に掲げる申請場所において、無料で申請書を入手することもできる。なお、上記の方法で入手した申請書で申請すること。
⑵　申請書の提出方法　申請書に次に掲げる書類を添え、Ａ４ファイルに綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に申請者の名称を記入して、別記１に掲げる申請場所に提出すること。また、公的機関が発行する書類については、発行日から３か月以内のものとする（内容が鮮明であれば写しでも可）。提出方法は、郵送（書留郵便）によることとするが、持参の場合は土日休日を除く９時から12時、13時から17時とする。
⑶　添付書類
ア　登記事項証明書（法人の場合）
イ　営業経歴書
ウ　財務諸表（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）
エ　次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３）
A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）
B　法人税（法人の場合）
C　所得税（個人の場合）
オ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に該当しないことの誓約書及び役員名簿等
カ　等級決定通知書送付にかかる封筒　82円切手が貼付され、かつ、送付先が記載された返信用封筒（長形３号程度）
⑷　申請書等の作成に用いる言語
ア　申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ　添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。